

# 滋賀県「地区防災計画策定アドバイザー」制度概要

(滋賀県防災危機管理局)

## 1 趣旨

県内における地域防災力の向上を図るため、地区防災計画策定に関する適切な知識や経験を有する者を「地区防災計画策定アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）」として認定し、アドバイザーの自治会や、自主防災組織等へ派遣し、地区防災計画の策定支援を行う。

## 2 活動内容

- (1) 地区防災計画の作成指導および助言
- (2) その他地域防災に係る取組の支援

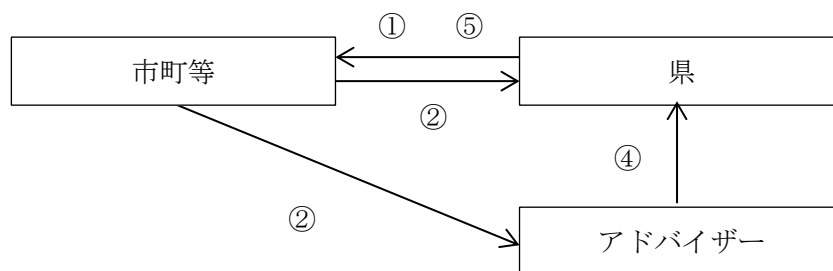
## 3 登録

県は、「地区防災計画策定アドバイザー育成研修会（以下、「研修会」という。）」の全カリキュラムに参加した者であって、上記2の活動を実施できる者を「アドバイザー」として登録する。

登録期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月末日までとする。  
ただし、再登録は妨げない。

<登録の流れ>

- ① 県から市町へ研修会出席者の推薦依頼を実施する。
- ② 被推薦者の了解の上、市町等から県へ推薦を行う。
- ③ 推薦された者は、研修会の全カリキュラムを修了する。
- ④ 要件を満たした者は、「『アドバイザー』登録同意書」を県に提出する。
- ⑤ 県は、提出された「『アドバイザー』登録同意書」を審査した後、登録名簿を作成し、各市町に送付する。



## 4 名簿の公開

県は、「アドバイザー」の名簿をホームページで公開する。

<名簿記載項目>

氏名、性別、年代、所属団体・役職、経歴・過去の活動実績、紹介希望地域、活動条件、関連ホームページ 等

## 5 紹介

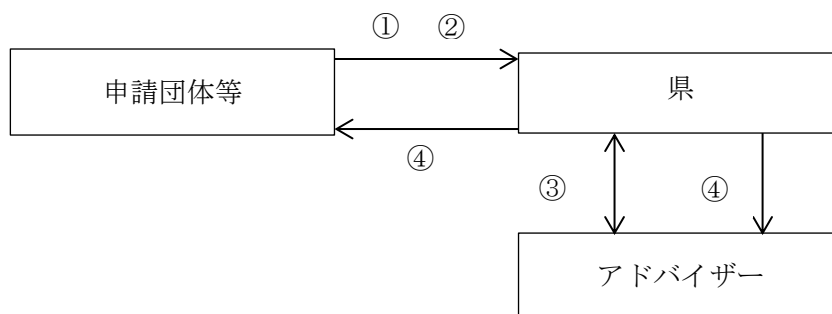
県は、申請のあった市町や自主防災組織等に対し、「アドバイザー」を紹介する。

### <紹介対象>

- (1) 県民を対象に、上記2の「アドバイザー」の活動内容に合致する目的で実施されるものであること。
- (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
- (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと
- (4) 参加者から費用を徴する場合は、徴する費用が社会通念上適正であること。

### <紹介の流れ>

- ① 紹介を申請する団体等は、活動を希望する日のおおむね8週間前までに「『アドバイザー』紹介申請書」を県に提出する。
- ② 申請団体等は、①の紹介を申請する場合は、県に対し、金銭的な条件を確認するため、申請をするアドバイザーが希望する報酬・旅費の額について、保有する情報の提供を求めることができる。
- ③ 県は、①の提出があった場合は、紹介希望のあった「アドバイザー」の意向を確認する。
- ④ 県は、「『アドバイザー』登録同意書」、「『アドバイザー』紹介申請書」および③を踏まえ、紹介の可否および紹介する「アドバイザー」を決定し、紹介することを決定した場合は、申請団体等および紹介する「アドバイザー」に対し、「『アドバイザー』紹介決定通知書」により通知する。



## 6 負担

- (1) 「アドバイザー」の報酬および旅費は、紹介を希望した団体が負担する。その額は、「アドバイザー」と紹介を希望した団体が、双方合意の上、決定する。

※ 「『アドバイザー』登録同意書」と「『アドバイザー』紹介申請書」に記載されている双方の希望額が一致しない場合は、「アドバイザー」を紹介しないこととしています。

- (2) 「アドバイザー」が講演等で必要とする設備、機材、人員等については、原則として「アドバイザー」の紹介を受けた団体等が用意する。

※ 「『アドバイザー』登録同意書」に記載の活動条件を満たす必要があります。